

令和8年9月4日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

(1) 処分の内容

(本人)

- | | | | |
|--------|--------------|---------|-------|
| ①被処分者 | 北区役所（事案発生当時） | 50歳代 | 係長級職員 |
| ②処分内容 | 懲戒処分 | 減給10分の1 | 3箇月 |
| ③処分年月日 | 令和8年9月4日 | | |

(管理監督者)

行政上の措置として、課長級職員及び課長補佐級職員を「訓告」とした。

(2) 処分事案の概要

令和6年度、被処分者は、本来必要な契約等の手続を行わないまま、組織としての判断や決裁を経ることなく、北区役所建設課における街路樹剪定や道路緊急修繕等の業務を発注した。

さらに、当該業務に係る経費について、別契約である除雪に係る委託料として、実際には稼働していない架空の稼働実績を計上することにより、支払っていたもの。

(3) 処分にかかる総務部長コメントとして

法令遵守や高い行動規範を求められる公務員の立場にありながら、本事案を起こしたことは誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起こらないよう、全職員に法令遵守の徹底、公務員としての自覚を喚起し、組織をあげて一層の綱紀粛正に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 齋藤

(電話 025-226-2489)